

議事録

日時：平成25年8月12日(月) 15:00～16:16

場所：近畿地方整備局 第1別館(2階)大会議室

【委員長】 それでは、早速ではありますけれども、審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれましてはよろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、再評価の審議を進めます。

最初の審議は、資料No.3の堺泉北港助松地区国際物流ターミナル整備事業です。

■堺泉北港助松地区国際物流ターミナル整備事業

【委員長】 それでは、本事業について何かご意見はございますでしょうか。

【委員】 私も聞いていて、これ、平成8年からやっているんだったらとっととやっってくださいと言いたいほうなんですけど、今の、この前、暫定12でやっておられて、次、残っているのは航路・泊地だけなんですよね、基本的に。

【事務局】 航路です。

【委員】 そういう理解でいいんですよね。

【事務局】 はい。

【委員】 だから、航路・泊地ほってしまってやれば、例えば先ほどのウイルヘルムの、これは4万トンクラスですか。4万トンクラスのこの船が一応フル積載、満載喫水で一応来れるというのを前提で考えていいんですね。

【事務局】 はい。

【委員】 満載喫水なんです。

【事務局】 そうです。

【委員】 喫水を上げるんじゃないんです。

【事務局】 はい、そうです。

【委員】 その手の船、普通に伊勢湾とか入ってるんで、これが入ってないほうがどうかしてますよと私は思うので、とっととやっってくださいと言うだけです。

以上です。

【委員長】 そのほか。

【委員】 何点か質問なんですけど、さっさとやるということなんですけど、この府知事からのコメントで「整備スケジュールについて本府と引き続き協議を行う」と。これは何をスケジュールに関して何を協議するという大阪府の意見なのでしょうか。

【事務局】 大阪府のほうもやはり進捗は早くということもございますし、その場合に費用の負担もございますので、特に管理者さんの場合はできるだけ平準化したいと、費用の負担のほうですね、という意向もございますので、主にはもちろん供用までのスケジュールということもございますし、費用のほうを調整しながらという意図だと考えております。

【委員長】 よろしいですか。

それでは、ご意見がございませんようですので、堺泉北港助松地区国際物流ターミナル整備事業の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続でよいと判断されたいと思います。よろしゅうございますか。

【委員長】 ありがとうございます。

■和歌山地方合同庁舎

【委員長】 それでは、和歌山地方合同庁舎について何かご意見はございますでしょうか。

【委員】 4-3の事業の必要性等に関する視点なのですが、この中で社会性だけがCになっています。普通、営繕というのは、社会性はCといったようなものなのではないでしょうか。これで見ますと、評価項目のほうで確認をすると、要するに法には抵触していない。しかし、地元の例えば商店街だとか地元住民との協議とか、何かそういう地元でメリットがあるということがひとつもなされていないということでしょうか。

1つ目は、これは営繕の場合、こういう公共的な建物の場合はCが普通であるのかどうか。そうでなければ、もうちょっと何か地元の市民の皆様にもできてよかったなというか、理解がいただけるような、地域とともにあるような建物のあり方というのが探れなかったのかどうかというのをちょっとコメントいただけたらと思います。

【事務局】 この効果につきましては、必要最小限といいますか、基本機能で確認しているところがございます。A、B、Cの3段階で評価してございますが、Cが悪いとい

うものではございませんで、Cは一般的な取り組みがなされているといったことで、普通といったところの評点、評価ということになってございます。

この和歌山合同庁舎で地域性についてCを付与しているというのは、通常そうであるかといいますと、通常の官庁施設につきましては、一般的な取り組みや計画ということになされているところでございますが、物によってはまちづくりに積極的に関与しているような、例えば堺の地方合同庁舎の計画がございすけども、シビックコア地区整備制度という中で、地域のまちづくり計画と連動を図りつつ、市あるいは府と連携をして協議会というのをつくりまして、まちづくりに一定の寄与をしながら進めていくというものはございすけども、一般的には国の国有地の中で、これも建てかえになりますので、というところでCという評価をつけているところでございます。

これで何もしないかということではなくて、景観条例の話もさっき挙げましたけども、和歌山市さんとは協議を重ねてございまして、例えばお城の周りを回遊する歩行者空間の整備につきまして、積極的に国有地を開放して、通路状のものを西面と南面につくって、それを市民に提供していくといったようなこともやるとなっておりますので、決して全く何もしていないということではございません。

【委員】 よくわかりました。よくわかりましたが、和歌山市に限らず、今後、公共の建物を建てる時にはぜひこの社会性というのにもう少し力を入れていただきたい。できればB、可能であればA。

といいますのは、公共の土地というのはかなり一等地にありますよね。和歌山においても、これは和歌山城の周辺ということで、和歌山というとほとんど他に観光集客資源がなくて、和歌山城は市民にとっては非常に大切な場所でありまして、和歌山に限らず、今、人々が求めているのは安らぎとかゆとりとかだと思っておりますので、何とかこれにもうちよつと力を入れていただいて、Cはわかるのですが、市民にも、ともに地域の発展につなげられるようなやり方というのを今後考えていただけたらと思います。また、遊休地の設計がもしこれからであるのならば、せめてそこに市民参加でどういう設計にすればよいのかを考える等、いろんな形で市民参加型というのはつくれると思っておりますので、そのあたりにもうちよつと今後努力をいただけたらと思います。

【事務局】 わかりました。ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 ひょっとしたら今の議論に絡むのかもしれないのですが、同じく必要性のと

ころで評点の欄があるのですが、新規採択時に比べると狭隘に関する評点が12.6から5.1と見た感じとしては大きく下がった感じになっているのですが、その主な要因と、この5点というのはどんな感じの点数なのかというのを、それを教えていただきたいんですが。

【事務局】 狭隘につきましては、面積率ということで、必要な面積分の現状の面積ということで算出しまして、それを定数に当てはめて計算していくわけでございますけども、6施設のうちに、例えば税務署でありますと非常に狭隘が出てございまして、昭和30年代、40年代の施設ということで、それから、業務量が非常に増大して、業務も多様化しているということもございまして、面積率としましては0.7程度ということで、7割程度しか必要とされる面積に対してないといったもの。それから、地方検察庁についても大体同じような感じでございます。それから、地方法務局についても同じような感じで狭隘が出ているということで、その3官署が面積的に非常に占めているということもございまして数字が出ているということでございますが、評点としては5.1ということで少なく見えますけども、主な要因ということを見ると老朽のほうが出ていると、先ほど申し上げました昭和30年代、40年代できた、かなり老朽化した施設が多うございますので、それが主要因になっているということでございますが、決して狭隘が少ないというものではないでございます。

ちなみに主要因は100点満点で77.2点ということになってございますけども、狭隘は従の要因ということで10分の1にしているということでございまして、実際の点数としては51点ということになるかと思えます。

【委員長】 いや、それが下がった理由をお聞きになっていると思うんですけど。

【事務局】 すいません。新規から下がった理由ですか。申し訳ございません。5年前の新規事業採択時評価の際と現在の際と、農水の地域センターにつきまして組織の再編がございまして、2つの組織が1つになってございますので、その分が狭隘が一部解消されているということで、評点としては少なくなっているという状況でございます。

【委員】 すいません。さっきのその表なんですけど、狭隘は10点満点なんですか。

【事務局】 100点満点でやります。主と従がございまして、従のほうは10分の1するという決めになってございます。ですから、51点になります。

【委員】 狭隘は、満点というか、一番狭かったら10点がつくわけですか。

【事務局】 満点だと、主要素だと100点になりますけども。

【委員】 狭隘の場合はどうなんですか。

【事務局】 狭隘もそうです。狭隘の場合、老朽と狭隘がどちらか主か従かで違いますけども。

【委員】 狭隘の場合はどうなんですか。

【事務局】 狭隘の場合は。満点の場合ですか。

【委員】 いや、満点ってよくわからないんですけど、老朽化が最も進んだら100点になるんですよね。

【事務局】 はい。

【委員】 狭隘が最も進んだら何点がつくのかという質問ですが。

【事務局】 100点になります。

【委員】 100点なの？

【事務局】 はい。

【委員】 10分の5で5.1点というわけじゃないんですか。じゃ、100分の5.1点になるんですか。

【事務局】 100点満点で言うと5.1点になります。まず100点満点で全てを計算しまして、それで一番……。

【委員】 途中の計算はいいんです。狭隘で一番の狭隘だというふうに認定されたら、その5.1のところは何点がつくのかという質問ですが。

【事務局】 100がつきます。老朽も100点だったら、10点になります。

【委員】 いろんな場合を想定していただく必要はないので、本件で、本案事案で最も老朽が進んでいる場合は100点とつくのですね。

【事務局】 はい。

【委員】 そして、この建物は77.2点という評点がついて、かなり老朽しているねということがわかると、こういうことですよ。

【事務局】 はい。

【委員】 狭隘が5.1と書いてあるけれども、もっと狭隘状態が本件で進んだら何点になるのかという質問なんです。

【事務局】 老朽が100点であれば、狭隘が100点、100点で、大きいほうを100点満点で計算しますので、ですから、狭隘が10点になります、この場合はですね。

【委員】 それで、右のほうに12.6点と書いてあるでしょ。これは10点を超えていますけど、どういうことなんですか。この表の、ほら、右側の白い、以前の点ですかね、

あれ。上が72点、12.6点とある。そこが10点満点なのに、なぜ12.6点なのかという質問です。

【事務局】 難しいんですが、8官署の平均を出しているんですけども、それぞれの官署について主要因、従の要因というのを決めていて、ある官署については100点満点で計算した数字があったりとか、ある官署については老朽のほうが点数が多いので従となって、10分の1とした点数を算出しているとか、そういうものがございまして12.6点となっているということでございます。

【委員】 本件の建物の場合だけでいいんですけど、老朽のところは100点なんでしょう、一番老朽がね。それはわかりました。狭隘は、本件で一番狭隘は、いわゆる無限大は10なんでしょう。違うんですか。なのに、こちらの右側で12.6とついているのはなぜかという質問なんです。質問の意味は通じていますでしょうか。

【事務局】 はい。100点の場合もあるし、10点の場合もあるということです。それはほかの要因との兼ね合いによります。

【委員】 すいません、答えとしてよくわかりませんが。

次の質問にいきます、そしたら。

【委員】 ちょっと方向を変えて、じゃ、トータルの点が100点というのはどういう状態なんです。それを言うてくれはったらわかるかもしれん。

【事務局】 すいません、8官署の平均をとるものですから一概に言えないんですけども、全体の合計の満点としては、全ての要因の満点としては200点になります。その200点の範囲内で動いてくるということになるかと思えます。

【委員】 じゃ、100点そのものは、それが半分であるという意味しかないわけですね、少なくとも。それで、今、100点を問題にされているのは、前回と比較して、前回も100点以上だったし、今回も100点以上だったということを言いたいんですね。

【事務局】 はい。満点が200点の中で110点が107.5点になったということでございます。

【委員】 すいません、ほかの借用返還とか分散とか、あと云々とありますが、これらは全部10点なんじゃないんですか、満点は。満点というか、一番悪い状態というんですか。いや、悪い状態じゃない、建てかえに必要なのにはいい点数がついているという意味では。で、老朽が100点で、その他の10項目が10点なので、合計200点なのではないんですか。あ、違うんですか。

【事務局】 すいません、かわってご説明します。

計算方法がやや複雑になっていまして非常にわかりにくくなっているんですが、先ほど、8官署についてそれぞれ点数をつけるんですけども、それぞれの官署ごとに主要因となる項目というのが変わってございます。例えば行政評価事務所や検察庁、ほとんどの官署が老朽が一番悪い点数になっていまして主要因となっておりますが、和歌山農政事務所につきましては、老朽ではなくて当初狭隘が主要因になっていましたが、途中で狭隘が解消されて老朽のほうが主要因になったりということに変わったりしております。

その項目ごとに面積で案分しまして平均をとるものですから、各項目ごとは100点満点だったり10点満点だったりということにはならないようになっていまして、ただ、建物全体で言いますと200点満点というのは変わらないようになっていまして、建物全体の200点満点が110点から107.5点になったというのは間違いのない計算になってございます。すいません、非常にわかりにくくて。

【委員】 最後にもう1つだけ聞いていいですか。狭隘が一番進んだ状態というのは、じゃ、何点になるんですか。点数って決まらないものなんですか。10点を超えるんですか。

【事務局】 そこがわかりにくいのが、狭隘のほうが老朽よりも全ての官署で進んだ場合には、全ての官署で狭隘が100点満点でつきますので、100点満点の平均したものは100点満点になります。ですが、部分的にある官署だけが、今回みたいにある官署だけが老朽ではなくて狭隘が100点満点になっていると、その平均というのは、例えば老朽であればおそらく九十数点満点になっているんですけども、狭隘については15点満点ぐらいになっていると思われま。

【委員】 それから、すいません、話が変わるんですけども、施策に基づく付加機能の評価とあって、9ページのところの先ほどご質問があった社会性とか機能性とかの評価がございませぬ、CとかBとか。これは、こういうことがあったときにはCにしないという評価をする表みたいなものがあるんですか。

【事務局】 ございまして、例えば環境保全性でいうと、省エネ施策が2つ以上あればB評価をつけるとか、そういう決まりでやってございます。

【委員】 わかりました。

【委員長】 いいですか。

こういうことはマニュアルができていますので、それに従って淡々とご説明になったらいい

と思います。こういうことであまり時間を費やしたくはないと思いますので、準備のほうをよろしく願いいたします。

それでは、いろいろご質問がありましたけれども、評価方法に関するご質問だったと、理解させていただきたいと思います。それから、委員からは、社会性ということに配慮されるようにしていただきたいとご意見を賜りました。この審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針のとおり事業継続でよいと判断されるという形にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【委員長】 ありがとうございます。

■一般国道175号神出バイパス

【委員長】 それでは、神出バイパスについて何かご意見はございますでしょうか。

【委員】 5枚目というか、5ページと振ってあるところの地域の活性化という話なんですが、観光入り込み客数の増大が見込まれ、地域の活性化に寄与する。この場合の地域というのはどの範囲を指していて、実際に道路が通るところにとってメリットがあるのかという質問をしたいんです。

【事務局】 地域というのは、一応、今回のとり方、北播磨地域全体をとってございます。いろんな施設がございますので。神出バイパスはこの区間で南のほうで事業をやっていますので、その周りにそういった施設があるということではないのですが、移動時間が短縮されることによりまして利便性が向上するというようなことで考えています。

【委員】 だから、お答えは、基本的にはブルーで塗ってある地域。

【事務局】 そうです。

【委員】 これ全体で活性化するんだということですね。ありがとうございます。

【委員長】 いいですか。

【事務局】 事前説明のときにもちょっとお伺いしたのですが、こういったものを一般の人間が見ると、1ページ目のところで、事業開始が、事業化が昭和61年、都市計画が58年、用地着手が61年。なぜこんなにかかっているねんというのはやっぱりどこかでご説明をいただいたほうがいいかなと思うんですが、この件に関してはどういうことがあったか、ご説明いただけますか。

【事務局】 すいません、用地の買えたところから順次供用させていただいてございま

して、この区間はかなり古くて、平成8年、平成10年に一番初めに供用させていただきました。それに引き続いてこちらとか、最後は――最後といいますか、今年3月はこちらを供用させていただいたんですが、いわゆる用地を買えたところから事業を推進しているということなのですが、やはり用地買収に当たって高額要求等もございまして、事業認定もやっております。2件事業認定の手続をやっております、18年とか19年にその辺の採決がおりたということで、そういったことからやはりこの間が少しおくれたということになってございます。

【事務局】 ほかの案件も、一般の人間が見たときにあまり長いとなぜだというふうな疑問がどうしても出てくるので、その辺はほかの案件も、少しスパンがあまり長いものに関しては説明を入れていただけたらというお願いをしておきたいと思います。

【事務局】 はい。

【委員】 一番最初のご質問にも関係するのですが、観光入り込み客数ですね、増大が見込まれるということなのですが、どれぐらいの増大を見込んでおられるのでしょうか。

【事務局】 将来の推計とかいうのはないのですが、平成22年度で統計の取り方に変更がありますが、過去から見てみましても順調に伸びているのかなということでございます。

【委員】 ただ、5分間、片道5分を早めることと、増大との因果関係というのはどんなふうにお考えなのでしょうか。

【事務局】 事実そういう推計をしている数値はないのですが、ただ、現況が神出の地区は2車線で、交通量で言いますと、この事業箇所の南側は3万5,000台ほどございます。事業区間の北のほうは3万台ほどの交通量がございまして、事業箇所は実際それに比べたら2万台ぐらいで減ってございますので、そういったことからやはり2車線で少し通りにくいというところがございまして、そういったところが解消されると行きやすくなるということで入り込み客数の増加にもつながっていくのではないかなと思ってございます。

【委員】 確かに短縮されれば今までより減ることはないと思うのですが、これに限らず、必要性として出す限りはもうちょっと客観的な数字があったほうがいいのかと思います。無理して入れることはないので、この建設に関しましては、例えば安全性の面からの必要性、これは大切なことだと思いますので、この事業継続に反対するものではないのですが、産業、観光も入れるならもうちょっと客観的なデータを入れたほうがよいので

はないかなと思いますので、今後の参考にしていただけたらと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 9ページですが、下のほうに用地取得、全体として89%になっていますね。4工区と5-1工区がまだ残っていて、そこを早期完成を目指すということだろうと思いますが、この4工区と5-1工区での用地取得率というんですか、それはどれぐらいのもので、早期完成とおっしゃるのですが、大体いつごろをめどに考えておられるのかお聞きしたいと思います。

【事務局】 用地の取得率が4工区はほぼ100%でございます。5がこれからの段階ですからゼロです。したがって、5工区までの時期というのは少しここでは明言できませんが、4工区についてはできるだけ早く、調整がとれ次第ということで考えております。

【委員】 それは具体的には2年後とか3年後とか。

【事務局】 ちょっとそこは。

【委員】 はっきりとは言いにくい。

【事務局】 早期に。

【委員】 言いにくい要因は何なんですか。用地はもう終わっているんですよね。

【事務局】 そうですね、用地はほぼ終わっています。まだ地元といろいろ調整、交差点形状とかそういった調整が残ってございますので、明言はできない。

【委員】 わかりました。

【委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、一般国道175号神出バイパスの審議結果ですけれども、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続でよいと判断されたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【委員長】 ありがとうございました。

■一般国道2号神戸2号交差点改良

【委員長】 それでは、神戸2号交差点改良について何かご意見はございますでしょうか。

【委員】 7ページですけれども、この前の案件と同じような質問なんですけど、こち

らのほうは工区ごとに用地取得の欄が分かれていて、東垂水・塩屋地区はゼロ%ということなんですね。一方、一番上のほうは平成26年度の供用を目指すと。こちらのほうは時期も明確に書いてあるんですけども、こちらのほうは用地取得がわりと簡単で、26年度でいけるという見込みなんですか。

【事務局】 今、鋭意交渉させていただいているところでございますが、ゼロというのは面積ベースなのでゼロになってございますが、実際は全部で9件でございますが、1件は既にお買収してございます。あと8件が、マンション等がございまして、全員の同意が必要だということで、その辺、鋭意、今、交渉に行かさせていただいているところでございます。

【委員】 その場合、ここでは平成26年度とはっきり。先ほどはなかなか言いにくいような状況だったようですけども、26年度ということではめどがあるという感じでしょうか。

【事務局】 はい。その辺の計画をご説明させていただいて、かなり同意は得られてきたかなと思っております。

【委員長】 よろしいですか、ほか。

それでは、神戸2号交差点改良の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続でよいと判断されたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員長】 ありがとうございます。

■一般国道24号大和御所道路

【委員長】 それでは、大和御所道路について何かご意見はございますでしょうか。

【委員】 6ページのところの救急医療の話なんですけど、大体私、この手の道路が出たときにほとんどこの話を聞いていると思うんですよ。奈良県の場合は県南がほとんど、ぶっちゃけた話、三次医療は使い物にならない状態になっているはずなので、全部これは県北のほうの病院に依存している状態のはずですよ。ここにもちょっと説明がありますが、そういう効果が最後のほうに書いてあるので、私は、はっきり言うと災害時の代替経路確保よりも、ふだん起こっていることなのでこっちのほうの方が大事なんじゃないかなと思うんですけどね。何でこんな後ろにこれがあるのかなと不思議なんですけど、何か意味があるんですかね。わざわざこの災害時のやつよりも通常今問題になっているはずの三次

医療のやつが後ろのほうになっていて、ぼそっと出て終わりみたいな感じなのは、私、非常にこれは気持ち悪いんですけど、どうなのでしょう。

【事務局】 特段これを下位に置いているという意味ではございません。ご指摘のとおり非常に重要な効果だと思っておりますので、こういった道路の効果というのもPRしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。

【委員】 こういう説明の中では当たり前のことなんでしょうけれども、事業の整備効果で、これも沿線地域の活性化というのがあって、企業立地が進むから、利便性向上はわかりますね。これは利便性が向上します。企業立地が進むから地域が活性化するんだという理屈ですよ。これは今の世の中では当たり前だと考えられているんですけども、問題を起こすこともあるわけですね。ただし、一般的な評価においては、経済的にプラスであると判断されればそれはいいことだと評価される。そういう筋書きなので、いや、この場で別にそれがどうのこうのと言うつもりはありませんけれども、そうだとしたことだけちょっと確認しておきたいと思っております。

【事務局】 企業立地が進んでいるということについて、特に全国的に見ましてもインターチェンジ周辺というところはやはり効率的に使われる空間だということだと思っておりますので、奈良の京奈和道におきましても、使うべきところ、企業立地をして活性化させるべきところとそうでないところのメリハリ、空間をうまく使うというところに配慮してやっていくことが必要かなと思っておりますので、そういう観点での評価という意味合いでつけさせていただきます。

【委員】 これはさっきと同じ質問なんですけど、この場合の地域活性化の地域ってどこですかというふうにやっぱり聞きたくなくなっちゃうんですね。もしはっきりおっしゃられるならおっしゃってください。

【事務局】 この場合、ここで評価しておりますのは京奈和沿道でございますので、工場が立地する地域ということで奈良の京奈和道周辺、そしてまた、雇用効果ですとかそういった面では奈良が当然多かろうと思っております。ひょっとしますと委員のご指摘は、ほかの地域から引っ張ってきているだけではないかというようなご指摘なのかなとも勝手に思ったんですけども、やはり利便性の高いところがより選ばれていくというのは全体効率という意味でも非常に効果があるのかなと思って、我々は効果かなと思っておるところでございます。

【委員】 一言だけ。要は奈良県というところが今、そういう意味で企業立地によってよりよくなると考えるということなんですか。

【事務局】 はい。奈良県は県外就業率が非常に高いところですので、こういったところでも自分で稼いでくるといいますか、産業があるということは奈良県全体の活性化にもつながるものと考えております。

【委員長】 よろしいですか。

それでは、一般国道24号大和御所道路の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲についておおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続でよいと判断されたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【委員長】 ありがとうございます。

■一般国道24号大和街道環境整備

【委員長】 それでは、大和街道環境整備について何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

【委員】 これは環境整備というタイトルがついているので、ちょっとさっきも交差点の話がありましたけれども、このタイトルというのは初めにおそらく決められて、それが事業展開してきてこうなっているということなんですよ、きっと。

【事務局】 そうですね。こちらの事業は中心市街地活性化を目的とした土地区画整理事業とあわせて行っておりまして、道路空間の、道路環境といえますか、の改善にも資するものということになっております。

【委員長】 よろしいですか。

それでは、ほかにご意見がございませんようですので、一般国道24号大和街道環境整備の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続でよいと判断されたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の審議については以上なんですけれども、全体を通じて一言だけ私のほうからお願いをしておきたいと思うことがあります。

前々から、委員から最新の資料を使って説明をするようにという点に関しては、相当私は今回改善されていると思います。それから、3年に1回の再評価ですが、前回の資料の

使い回しということではなく、もう一度一からきちっと資料をつくられているということ、そういう真摯な姿勢に対してまず敬意を表したいと思います。

その一方で、特に間接効果の評価に関しては課題が残ったと思います。間接効果を実際に客観的に示そう思うと非常に難しく、またお金もかかってしまう。その一方で、プロジェクトの必要性を説明するために、間接効果を説明するための工夫というのがあるのではないかと思います。

1つは、特に部分供用が可能な道路の事業の場合は、事業全体の効果の話がされているのか、残事業の効果なのかということが明確ではなかったという気がしますね。事業全体としてそういう効果があるというのであれば、既に過去から間接効果の幾つかは出てきているという場合もあるでしょうし、どこに焦点を置いて間接効果を説明されようとしているのかを明確にしたほうが良いと思います。

それから、もう1つは、現地で生計を営んでいる企業の方々とか、あるいは住んでおられる方々のご意見、あるいは幾つか自治体が既に計画とかいろいろ努力されていると思います。そういう声を情報として分析するという方法があるように思います。地域振興という間接効果の説明の仕方が、ともすれば機械的に流れてしまっている。どういうふうなところに地元が期待されているのかとか、そのような情報の出し方、それとても完璧に客観的な情報ではないですが、1つの説明の仕方としてあるのではないかなと思いました。

しかし、全体として、今までの発表による学習効果はあったというふうに思います。今回の資料は見違えるほどよくなってきていると評価できると思います。

ちょっと余計なことを言いましたけれども、最後に一言つけ足しておきたいと思います。

それでは、本日の審議は以上ですけれども、何か全体を通じてご発言されたいことはございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、一旦マイクを事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】 長時間にわたりますご審議、ありがとうございました。先ほど委員長からご指摘のありました点については、何とか頑張って次回から反映させていきたいと思っております。

それでは、ここで議事録を作成いたしますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

(議事録(速報版)の作成)

【事務局】 それでは、委員長、改めて議事の進行をよろしくお願いたします。

【委員長】 それでは、議事3、事業評価監視委員会審議議事録（速報版）の確認及び修正に移りたいと思います。

お手元に配付されました議事録案について確認をお願いいたします。

【事務局】 今回、6案件につきまして、全て対応方針は原案のとおり事業継続ということになっているところでございます。

【委員長】 議事録についてよろしゅうございますか。

それでは、議事録につきましては、お手元の資料のとおり確認させていただきました。

そのほか、事務局から皆さんにお知らせすることはございますでしょうか。

【事務局】 特にございません。

【委員長】 委員の先生方もありませんね。

意見がないようでしたら、本日の審議を終了いたします。

では、事務局にマイクをお返しいたします。

【事務局】 ありがとうございました。

以上をもちまして、平成25年度第1回事業評価監視委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

【議事録終わり】